

使用料・手数料の適正化に関する基本方針

令和 7 年 9 月改定

兵庫県芦屋市

目 次

第1章 基本事項

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 使用料等の定義
 - (2) 見直しの対象範囲
 - (3) 一般会計、特別会計及び公営企業会計の取扱い
 - (4) 消費税・地方消費税
 - (5) 減価償却費の取扱い
 - (6) 指定管理者制度導入施設の取扱い
 - (7) 端数調整
- 3 施設の性質別負担割合（施設使用料関係）・・・・・・・・ 3
 - (1) 施設の分類方法
 - (2) 受益者負担割合
 - (3) 各施設の受益者負担割合の判定
- 4 稼働率の取扱い（施設使用料関係）・・・・・・・・・・ 5
- 5 使用料等の算定に関する実施方針・・・・・・・・・・ 6

第2章 使用料・手数料の算定

- 1 使用料の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 使用料の算定式
 - (2) 使用料原価の判定
 - (3) 原価の算定方法
 - (4) 原価に算入する費用
 - (5) 原価に算入しない費用
- 2 手数料の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 手数料の算定式
 - (2) 手数料の分類

第3章 その他調整事項

- 1 見直しによる所要の調整（経過措置等）について・・・・ 13
 - (1) 時間帯及び曜日の違いによる使用料
 - (2) 改定率の上下限設定

(3) 市外利用者の取扱い	
(4) 入場料を徴収する利用者の取扱い	
(5) 営利目的利用者の取扱い	
(6) 利用者の行動抑制の目的を有する使用料等の取扱い	
(7) その他の調整	
2 減免措置の基本的な考え方	14
3 使用料等の見直しについて	14
(1) コスト削減及び稼働率向上に向けた努力	
(2) 見直しのサイクル	
4 広報について	14

第1章 基本事項

1 はじめに

「使用料・手数料」（以下、「使用料等」とする。）は、特定の行政サービスの利用者（受益者）が、その受益の範囲内でサービスの対価を負担するものであり、「受益者負担の原則」の観点から、利用者と非利用者との間に不均衡が生じることがないように、利用者への適正な負担を確保する必要があります。

そのため、公共施設に係る維持管理経費の増減や消費税率の改定などの社会経済情勢の変化を反映することができるよう、統一的な基準に基づき算定根拠を明らかにして、定期的な見直しを行い、サービスの利用者との公平性の確保を図ります。

2 基本的な考え方

（1）使用料等の定義

使用料とは、行政財産の目的外使用や公の施設の利用に対して徴収されるもので、主なものとしては、自転車駐車場、市民センターや地区集会所などの公共施設などの施設使用料があります。【地方自治法第225条】

手数料とは、特定の者に提供される事務についてその対価として徴収されるもので、住民票の写し、印鑑証明書などの交付手数料やごみ処理などの手数料があります。【地方自治法第227条】

<地方自治法の規定>

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（2）見直しの対象範囲

見直しを行う範囲は、以下の対象を除く使用料等とします。

- ア 法令等（市の条例、規則等を除く。）により使用料を徴収することができないもの（小学校、中学校、図書館）
- イ 法令等により算定方法等が定められているもの及び国県等の基準に準じて定められているもの（保育所、幼稚園、こども園、市営住宅）
- ウ 行政財産の使用料の徴収に関する条例を根拠に使用料を定めているもの
- エ その他、本方針に基づき見直すことが適当でないと認められるもの（霊園等）
- オ 休止中又は廃止等が想定されているもの

(3) 一般会計、特別会計及び公営企業会計の取扱い

本方針は、一般会計に適用します。

なお、公営企業又は特別会計における料金の改定は、独立採算の原則に基づき、各事業の特性を踏まえて判断するため、本方針の対象外とします。

(4) 消費税・地方消費税

ア 転嫁

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）は、資産の譲渡等の対価に転嫁することで最終的に消費者が負担する間接税です。市がサービス等を実施する際にも、民間事業者と同様に経費（仕入）が伴いますが、その経費には、消費税等が課税されています。

サービスの実施によって生じた経費の消費税等は、最終消費者が負担する必要がありますが、使用料等に適切に反映されない場合、消費税等を市税等で負担することになるため、原価分析を税込みで行うことにより、経費の消費税等を使用料等に適正に転嫁することとします。

イ 課税・非課税

消費税等が課税されない市の使用料等は、消費税法第 6 条の規定に該当する取引に限定されているため、使用料等毎に課税又は非課税の判断を行います。なお、課税取引に該当する使用料等について、条例に定める金額は税込みの金額となります。

(5) 減価償却費の取扱い

施設、設備及び備品などの整備費については、これらの施設等が複数年に渡ってサービス提供に資する点を踏まえ、過去・現在・未来の受益者間で整備費の負担の公平性を担保するため、整備費をサービス提供の期間に応じて按分して使用料原価に算入する必要があります。そのため、施設等の耐用年数に応じた減価償却費を使用料原価として取り扱うこととします。

(6) 指定管理者制度導入施設の取扱い

現在指定管理者制度を導入している施設の使用料についても、原価変動等による施設管理運営経費の変動に的確に対応するため、本方針に基づき見直しを実施し、見直した使用料は適正かつ迅速に「利用料金」に反映させることとします（利用料金の上限を設定）。これにより、指定管理料等の変更が必要な場合には、双方協議の上、協定書の修正等の必要の手続きを行います。

(7) 端数調整

市民の利便性や窓口での料金取扱事務の煩雑性を考慮し、原則として 10 円単位となるよう端数処理を行うこととします。

3 施設の性質別負担割合（施設使用料関係）

（1）施設の分類方法

施設及びその施設に係る行政サービスは、行政関与の必要性が高いサービスから民間において類似サービスを提供しているものまで多様です。行政ニーズとサービス提供が多様化した現在において、全ての施設について受益者負担と公費負担を一律に扱うことは困難となっています。そのため、施設の性質を次の2つの基準で分類し、受益者負担割合を判断します。

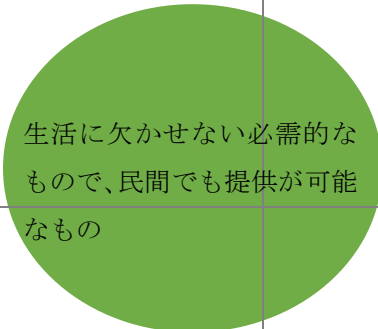
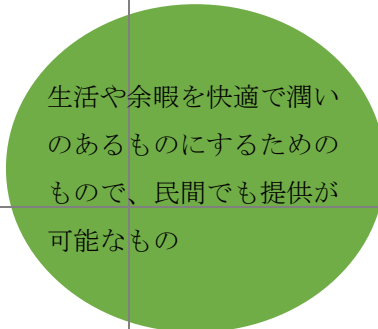
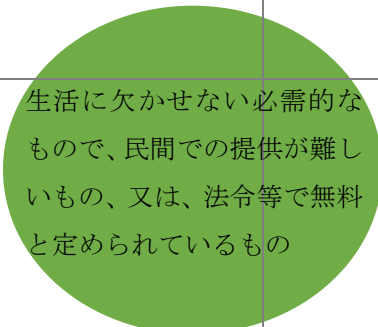
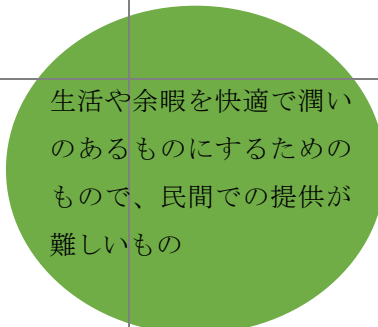
ア 市民生活における必要性

分類	説明	公費負担	受益者負担割合
必要性が高い施設	生活に欠かせない必需的なもの （日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供するもの）	大	小
必要性が低い施設	生活や余暇を快適で潤いのあるものにするためのもの （日常生活をより便利に快適にするために、個人の意思で選択的に利用するもの）	小	大

イ 市場性（民間施設の代替性）

分類	説明	公費負担	受益者負担割合
市場性が低い施設	民間では同種・類似するサービスを提供することが難しいもの	大	小
市場性が高い施設	民間でも同種・類似するサービスを提供することが可能なもの	小	大

ウ 「市民生活における必需性」と「市場性（民間施設の代替性）」の組合せ

高 ↑		
		
↓ 低	高 ←	必需性 → 低

（２） 受益者負担割合

前項のア及びイの組合せにより、施設の性質に基づく公費と受益者の負担のバランスを適切に使用料に反映させるため、受益者負担割合を下表のとおり設定します。

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%程度	H 75%程度	I 100%程度
	D 25%程度	E 50%程度	F 75%程度
	A 0%程度	B 25%程度	C 50%程度
		高 ←	→ 低
		必需性	

（３） 各施設の受益者負担割合の判定

上記の（１）施設の分類方法及び（２）受益者負担割合に基づき、各施設に係る受益者負担割合を下表のとおり判定します。

使用料原価に受益者負担割合を乗じて、適正と考えられる使用料を算定します。

市場性 ↑ ↓ 低	G 受益者負担割合 50%程度 ・保育所、幼稚園、こども園、放課後児童クラブ ・市営住宅等	H 受益者負担割合 75%程度 ・あしや温泉	I 受益者負担割合 100%程度 ・体育館（トレーニングルーム）、屋外体育施設（テニスコート・プール） ・自動車駐車場、自転車駐車場 ・霊園
	D 受益者負担割合 25%程度 ・火葬場 ・三条デイサービス	E 受益者負担割合 50%程度 ＊貸室（会議室等）	F 受益者負担割合 75%程度
	A 受益者負担割合 0%程度 ・道路、公園 ・市役所、消防署 ・小・中学校、図書館、公民館図書館 ・保健センター、老人福祉会館 ・消費生活センター ・上宮川文化センター（隣保館・児童館）	B 受益者負担割合 25%程度	C 受益者負担割合 50%程度 ・ルナ・ホール ・体育館（トレーニングルーム除く）、屋外体育施設（テニスコート・プール除く） ・美術博物館、谷崎潤一郎記念館
	高 ← 必需性 → 低		

※ 施設の考え方を整理するため、この方針による見直しの対象範囲外となる施設についても例示しています。

※ 上表は、施設の用途に従って使用した場合の施設の使用料の受益者負担割合を示すものです。受益者負担割合が 0%の施設であっても、目的外使用料や実費負担などの歳入については上表の対象としていません。

＊ 貸室（会議室等）：集会所、市民活動センター、男女共同参画センター、福祉センター、市民会館（ルナ・ホールを除く。）、公民館、潮芦屋交流センター、上宮川文化センター、打出教育文化センターなどの貸室部分

4 稼働率の取扱い（施設使用料関係）

使用料の算定に当たっては、稼働率を考慮する必要があります。稼働率を考慮せずに使用料を算出すると、実質的には稼働率を 100%として使用料を算出することと同じになり、実際の施設の稼働状況と乖離することになるためです。稼働率が高くなれば使用料は低く算出され、稼働率が低くなれば使用料は高く算出されます。

ただし、学校園（教室、グラウンド、体育館）については、本来の学校用途で使用していない空き時間に限定して施設の有効活用に資するよう一般利用に開放するものであるため、稼

働率を 100%とみなして取り扱うものとします。

使用料の算定に当たっては、稼働率を下記のとおり取り扱います。

分類	稼働率
面積当たりの原価（貸室等の場合）から使用料を算定する方式 （例：会議室、ホール等）	想定稼働率 （過去 3 年間の稼働率の平均値を基礎として設定）
1 人当たりの原価（個人利用の場合）から使用料を算定する方式 （例：美術博物館、プール等）	想定年間利用者数 （過去 3 年間の利用者数の平均値を基礎として設定）

5 使用料等の算定に関する実施方針

使用料等の算定に関する実施方針は次のとおりとします。

- （１） 統一的な計算方式により行政サービス提供に係る使用料等の原価を算定します。
- （２） 行政サービスを性質別に分類し、受益者負担と公費負担の割合を明確にします。
- （３） 使用料等の決定に当たっては、急激な市民負担の増加防止や近隣自治体との均衡を考慮します。
- （４） 減額・免除（以下「減免」という。）制度に係る考え方を示します。
- （５） 定期的に使用料等の見直しを実施するとともに、利用者のサービス向上に努めます。

第2章 使用料・手数料の算定

1 使用料の算定

(1) 使用料の算定式

使用料は下記算式により算定します。

$$\text{使用料} = \text{使用料原価} \times \text{施設の性質別負担割合}$$

(2) 使用料原価の判定

使用料原価の算定方法は、施設の利用形態により、下記のとおり判定します。

施設の種類	算定方法
施設利用に際し、設定された時間枠内において、特定の空間を排他的に使用するもの (例：会議室、ホール等)	面積当たりの原価（貸室等の場合） により使用料原価を算定
施設利用に際し、空間を排他的に使用しないもの (例：美術博物館、プール等)	1人当たりの原価（個人利用の場合） により使用料原価を算定

ア「面積当たりの原価（貸室等の場合）」による使用料原価の算定

① 1㎡当たりの年間原価＝施設全体の原価 ÷ 貸出面積の合計

※ 事務所及びトイレ等共用部分の維持管理等に要する費用についても、サービスを提供する上で必要な費用であり、原価として算定し、これらの部分の面積を除く貸出面積の合計で按分することにより使用料へ反映させるものとする。

② 1㎡当たりの時間原価＝① 1㎡当たりの年間原価 ÷ (年間稼働時間 × 想定稼働率)

③ 1室当たりの使用料原価＝② 1㎡当たりの時間原価 × 利用面積(室面積) × 利用時間

イ「1人当たりの原価（個人利用の場合）」による使用料原価の算定

① 1人当たりの使用料原価＝施設全体の原価 ÷ 想定年間利用者数

※ 想定年間利用者数の基本は過去3年間の平均値とするが、増減の傾向が明確な場合は、これを加味し、各施設の実情から判断する。また、人数は大人・子どもの区分や減免対象者等の区分をせず、すべての延べ人数とする。

(3) 原価の算定方法

原価の算定に当たっては、原則として改定の条例案を議会に提出する年度の前々年度の決算値（実績値）を用います。ただし、新設の施設については、直近の決算見込または、予算数値を使用します。

また、過去2年の実績と大きく乖離するときは、3年間の平均値とします。

一定の周期で発生することが明らかな費用は、その期間で按分した数値で計上し、算定年度以降、経常的に増減することが明らかな費用は反映します。

1つの施設内に複数のサービスを有する複合施設(例：市民センター、体育館・青少年センター、施設と駐車場等)については、サービス形態毎に分割して原価及び使用料を算定することを原則とし、面積・利用時間・形態別の施設数などにより按分するなど、施設の実情に併せて算定します。

指定管理者制度を導入している施設については、原則として施設カルテに計上された経費を基本とし、これにより難しい場合は、直近の導入・更新時の業者選定の際に使用した経費見込(例：選定業者の決算(提案)資料)を基本とします。

各施設における人件費、賃金及び減価償却費については、次の(ア)及び(イ)のとおりに算定するものとします。

(ア) 「人件費」の算定方式

$$\text{人件費} = \text{人件費単価} \times \text{職員数}$$

・ 人件費単価

実際に施設に配置された職員の給与・報酬等で計算すると、年齢や職位の構成により、同種の施設間や年度間で原価に差が生じるため、決算に基づく平均単価を適用します。

・ 職員数(会計年度任用職員含む。)

職員数は、使用料の対象となる施設の維持管理運営に従事した職員数とし、当該業務の専従ではない職員については、年間勤務時間に対する通常のサービスの提供に要した時間の割合(小数点以下第1位)で算定するものとします。

(イ) 「減価償却費」の算定方式

施設建設費については、世代間の負担を公平にするため、下記算式による減価償却費を原価に算入します。

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \div \text{耐用年数}$$

なお、当該施設のうち、使用料原価の対象が部分的な場合は、面積等により按分します。

(ウ) 土地の調達コストに係る取扱い

土地の取得費については、減価償却しないため、原価に含めないこととします。

ただし、施設の性質別分類において必需性が低く市場性が高い施設(受益者負担率100%相当)に区分する施設については、民間企業が事業を実施する場合であれば発生しうる土地の調達コスト(所有の場合は固定資産税又は借地の場合は賃貸料)を考慮し、当該施設の敷地に係る当該土地の固定資産税相当額を社会通念上発生しうるコストとして原価に算入します。

なお、当該施設を民間事業者が設置及び運営を行ったと仮定した場合に、固定資産税が非課税となることが想定される場合は算入しません。

(4) 原価に算入する費用

受益者負担の原則に基づき、施設の建設やその維持管理・運営等に要する費用を受益者に負担いただくためには、使用料算定の基礎となる原価を的確に把握する必要があります。

原価に算入する費用は、施設の維持管理・運営等に直接要する「人にかかる費用」と「物にかかる費用（減価償却費を含む。）」とします。

(ア) 原価に算入する費用

人にかかる費用	人件費	サービス提供や施設を維持管理するための業務に、直接従事する職員に要する費用
物にかかる費用	物件費 維持補修費 その他	サービス提供や施設を維持管理・運営するため、物品の購入や施設の修理等に要する費用
	減価償却費	建設費用（及び建設改良費）及び1件50万円以上の備品購入費を耐用年数で除した年当たりの費用

(イ) 「人にかかる費用」と「物にかかる費用」の内訳

人にかかる費用	人件費	報酬	会計年度任用職員報酬(事務繁忙等によるもののみにて、産休・育休・療休等代替職員は除く。)
		給与・共済費	正規職員（再任用含む。）の給与、期末勤勉手当、共済費
物にかかる費用	物件費	旅費	施設の管理運営にかかる特別旅費のみ
		需用費	消耗品費、印刷施本費、光熱水費等（施設補修費・物品補修費を除く。）
		役務費	郵便料、手数料、保険料等
		委託料	施設管理にかかる業務委託料（システムについては保守経費を計上する。）
		使用料及び賃借料	使用料、賃借料、リース料等
		原材料費	行政サービスにかかる原料や材料等
		備品購入費	1件50万円以上の備品は、減価償却費で計上するため、本項目では計上しない。上記のほか、少額備品について毎年経常的に経費を支出している場合に限る、3年間の最低額を計上する。

	維持補修費	需用費	施設補修費・物品補修費のみ
		工事請負費	維持補修にかかるもののみ
	その他	報償費	施設管理に関する委員会等の委員謝礼等
		負担金、補助及び交付金	施設管理に関する負担金等 なお、施設改修などにかかる工事負担金は減価償却の考え方を準用し、年割額を費用に計上する。
		公課費	車両等にかかる重量税等
	減価償却費		固定資産台帳に基づき、建物（建築設備含む。）及び物品の減価償却費を計上する。
	土地の調達コスト （受益者負担割合の区分Ⅰに該当する施設に限る。）		固定資産税相当額

（５） 原価に算入しない費用

使用料は、その行政財産又は公の施設の維持管理・運営等又は減価償却費に充てられるべきもので、収益を目的とするものではなく、必要とする経費を賄うに足ることをもって限度とすべきものであることから、「人にかかる費用」「物にかかる費用」のうち、以下の費用については原価に算入しないものとします。

原価に算入しない費用	理 由
土地、美術品の取得に要した費用	土地、美術品等は減価償却せず、資産として残る（資産価値が減少しない）ため。
その年度のみ一時的・臨時的に要した費用	使用料は恒常的なサービスに対する負担であるため（例：大雪により、その年度に限って必要となった除雪費用）。 ただし、建物や機器の新設・更新に要する経費は減価償却費により原価に算入する。
内部管理経費	税で賄われるべきものであるため。
特定の個人の便益に要した費用 ・ 実費負担や施設の有料貸出備品など、他の受益者負担（負担金、雑入等）の対象となっている経費 ・ 滞納整理に要した費用 など	特定の受益者にのみ発生する費用は、その施設の全ての受益者に転嫁すべきではなく、必要に応じ該当する受益者から実費相当分を徴収すべきものであるため。

2 手数料の算定

(1) 手数料の算定式

手数料は下記算式により算定します。

手数料	=	手数料原価
-----	---	-------

(2) 手数料の分類

手数料算定に当たっての原価は、下記のように1件事務処理経費と年間事務処理経費によるものとの2つに分類します。

区分内容

1 件事務処理手数料	納税・戸籍等各種証明、犬の登録など
年間事務処理手数料	し尿汲取、ごみ処理手数料など

ア 1 件事務処理手数料の手数料原価の算定

(ア) 算定方法

次の算式により算出した1件当たりの処理時間単価から手数料原価を算定します。

手数料原価＝A＋B	
A 事務処理に要する人件費(①×②)	
①	1分当たりの人件費
②	処理時間
B サービスの提供に要する物件費(①×②＋③×④＋⑤)	
①	1分あたりの経費によるもの
②	処理時間
③	単価経費によるもの
④	平均使用量等
⑤	1件当たりの減価償却費

(イ) 算出基礎

a 人件費

実際に施設に配置された職員の給与・報酬等で計算すると、年齢や職位の構成により、同種の施設間や年度間で原価に差が生じるため、正規職員(再任用含む。)、会計年度任用職員の単価は、決算に基づく平均単価を適用し、これを基礎として1分当たりの人件費単価を算定します。

b 処理時間

手数料事務ごとに処理時間を設定します。

c 物件費

事務に必要な経費（用紙代、通信費、印刷費その他消耗品費）、その他電算処理経費（電算機やプリンタの保守管理経費等）を算入します。

ただし、電算システムの導入経費は、証明書発行等の業務割合が少ないため、算入しません。

イ 年間事務処理手数料の手数料原価の算定

(ア) 算定方法

次の算式により算出した処理単価から手数料原価を算定します。

$\text{手数料原価} = \text{①サービス原価} \div \text{②年間処理数量}$

(イ) 算出基礎

a サービス原価

使用料算出の原価算出方法と同様に、人件費、物件費、維持補修費、減価償却費等により算出します。

b 年間処理数量

当該事務処理に係る年間の処理数量を算定します。

年間処理数量は、過去3年間の平均値を基本としますが、増減の傾向が明確な場合は、これを加味し、各施設の実情から判断します。

第3章 その他調整事項

1 見直しによる所要の調整（経過措置等）について

（1） 時間帯や曜日等の違いによる使用料

使用料原価の算出においては、時間帯及び曜日の違いを区分せずに取り扱いますが、施設の特性を踏まえ、利用者の分散や稼働率の向上を図る観点から料金に格差を設けることが適切と判断される場合は、必要に応じて別途料金を設定できるものとします。

また、改定率（改定料金と現行料金の比率）については、施設の中で最も一般的な区分により算出した改定率を、同施設の他の区分に適用することができるものとします。

（2） 改定率の上下限設定

使用料等の算定により、改定料金が現行料金を大幅に上回る場合は、利用者の負担が急激に増加し、市民生活に影響を及ぼすことになります。

一方、耐用年数を経過したことで原価に算入される減価償却費が無くなり、改定料金が現行料金を下回る場合であっても、過去に使用料で賄えなかった減価償却費について考慮する必要が生じます。

これらの状況を踏まえ、激変緩和措置を設定し、原則として改定後の料金は現行料金の0.8～1.2倍を上下限とします。

ただし、個々の事情により、激変緩和措置の適用が適切ではないと判断される場合は、激変緩和措置を適用しないことができるものとします。

（3） 市外利用者の取扱い

市外利用者の料金設定を行う場合は、市民又は市内の団体と異なる使用料を設定できるものとします。ただし、市内在勤者・在学者については、条例に明文化した上で、市内在住者と同様の料金扱いができるものとします。

（4） 入場料を徴収する利用者の取扱い

プロスポーツやコンサートなど、興行利用等で入場料等を徴収する場合に対しては、割増料金を設定できるものとします。

入場料を徴収する場合の使用料は1.5倍を上限としますが、近隣自治体の類似施設の取扱い及び施設特有の性質に応じて、個別増額の規定を設けることを可能とします。

（5） 営利目的利用者の取扱い

営利・営業・宣伝を目的とした利用の場合、商品の展示又は展示販売する場合に対しては、割増料金を設定できるものとします。

営利目的で利用する場合の使用料は1.5倍の額を上限としますが、近隣自治体の類似

施設の取扱い及び施設特有の性質に応じて、個別増額の規定を設けることを可能とします。

(6) 利用者の行動抑制の目的を有する使用料等の取扱い

公共の福祉の観点から、サービス利用を控えようとする行動を喚起する目的を有する使用料等については、原価に基づく水準を参考としつつ、当該目的を達成するために必要と考えられる水準を勘案して使用料等を設定するものとします。

(7) その他の調整

同様のサービスの対価としての使用料等が自治体間で著しい差が生じないよう近隣自治体との均衡などに配慮する必要性が認められるものや、利用者の過度の集中を抑制する必要性があるものについては、設定料金を調整する場合があります。

使用料等については、引き続き検証を続け、「サービスの利用者との公平性」の観点から適切に見直しを図ることとします。

2 減免の基本的な考え方

使用料等は、「受益者負担」の原則のもとに徴収されるものです。そのうえで、減免は、「受益者」の範囲、配慮が必要な方々や公益的な活動を行う団体への支援における効果等を考慮した、特例的・限定的な取扱いとして位置付けられます。その設定・運用に際して、公平性を確保する観点から、できる限り市としての取扱いの統一性を考慮することが必要です。これらの観点を踏まえ、使用料等の見直しに併せて、適切な見直しを行います。

3 使用料等の見直しについて

(1) コスト削減及び稼働率向上に向けた努力

管理運営業務内容の見直し・改善を図り、コスト削減を進めることが、結果として使用料等を抑制することとなります。そのため、料金改定を行う一方で、業務改善を通して、コスト削減に継続的に取り組むことが不可欠です。

(2) 見直しのサイクル

使用料等の見直しは、原則として4年以内を目途に実施することとし、常に受益と負担の公平性を確保しながら、施設の運営改善と行政サービスの改善を目指していきます。なお、急激な社会情報等の変化があった場合については、その都度見直します。

また、本方針についても、必要に応じて適宜見直しを行います。

4 広報について

使用料等の改定の広報に当たっては、十分な周知期間を設け、広報・ホームページ等による積極的な周知を図り、円滑な使用料等の改定となるよう努めます。